

房総半島を潤す利根川の水

第2回

～両総用水と共に歩む房総導水路～

写真：利根川両総水門（千葉県香取市）

両総土地改良区技術顧問・池田 寿夫

5. 国営両総用水（前歴）事業完了に伴う建設費償還と県管理導入

国営両総用水（前歴）事業は昭和40年に23年の歳月と60億の巨費をもって完成し、国営幹線に続く県営支線も国営に遅れること8年、昭和48年に竣工しました。

両総用水事業（前歴事業）概要図



5-1) 建設費償還

国営事業が完了すると、末端の整備が進まず幹線の水を受けられず効果が未発生であっても、建設費償還は待たなしで発生します。

昭和27年7月、普通水利組合が改組され両総土地改良区が設立されるが、改組直後から負担金の未納問題が顕在化することになります。

当時、土地改良区の賦課徴収状況をみると、徴

収率は全体で36%であり、各組合員の未納状況に対処するため「長期低利の農林漁業資金の融通」などを関係省庁に請願する有様でした。

負担金滞納の要因の一つに、昭和24年の「土地改良法」の施行により、組合員の多くが土地所有者から耕作農民へと変化したことがあります。

これら組合員は事業に対する認識が浅く、負担金の滞納も相当額に昇ったことから、土地改良区は国庫納入にも苦慮することになります。

このため、初代両総土地改良区理事長能勢剛は、これら農家の救済策として「長期起債」の必要性を説き、関係省庁に「負担金緩和のため長期低利の農林漁業資金の融通」を請願しました。

これが直接の契機になったのかは不明ですが、昭和28年度をもって国営事業費地元負担分の直接納入方式は廃止され、昭和29年度以降、後年度支払制度（工事完了後、年利5%、10か年均等償還の納入方式）が導入されることになります。



【両総土地改良区初代理事長 能勢 剛】

国営の事業費が最終規模でおよそ60億6千万円に達し、更に、これに県営、団体営を合わせて、およそ100億円、これら事業費に対する地元負担は概ね27億円というのが、この両総用水事業の事業規模です。

両総用水事業の事業費と地元負担金

事業名	事業費 (億円)	負担割合 (%)			地元負担額 (億円)
		国	県	地元	
国営事業	60	60	20	20	12
県営事業	20	50	25	25	5
団体営事業	20	30	20	50	10
計	100				27

国営事業に係る地元償還額12億円は、事業完

了の翌年度から年利5%の10か年均等償還であるから、利子分を除き大雑把に計算すると年間約1億円、1ha当り5千円（10a当り500円）となります。

国は、昭和37年の幹線通水以降、用水補給と区画整理によって、事業実施前の1反（=10a）当り平均収量1石7斗（255kg）が事業実施後には3石6斗（540kg）に反収が向上し、1石9斗（285kg）増収（昭和37年産米の政府買入れ基準価格11,747円/1石）が見込まれることから、賦課金は充分納め得るとしていました。（1石150kgで換算）

両総土地改良区は、これら事業の償還金や施設の維持管理費に充てるため、定款に定める負担区分及び面積、利用水量に応じて賦課金を課すことにします。

しかしながら、関連事業によって増産効果が出るのに5年も10年もかかることから、賦課金の滞納が増え続け、安定した組合の運営はとうてい無理といった危機感が生じていました。

5-2) 県管理の導入

昭和39年、二十有余年を要した国営工事が竣工し、昭和40年3月、国営施設の管理が土地改良区に移管されます。

国営施設の維持管理問題は、工事を進める中でも国の直轄管理、あるいは、新潟「亀田郷」のように土地改良区が相当の人員をもって管理するなど、様々議論が重ねられてはきましたが、結局、農業団体の育成強化・農村の民主化の一環との理由から土地改良区に委ねられることになります。

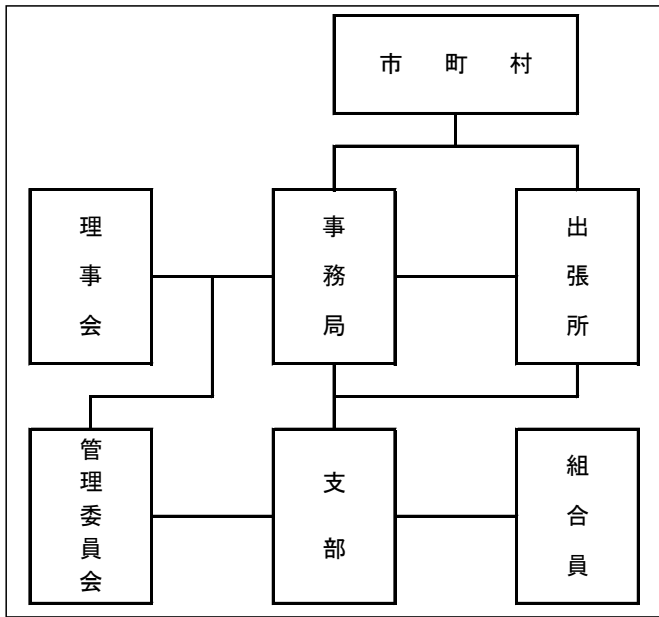
国から移管される公共財産は、第一・第二揚水機場をはじめ100キロに近い用水幹線水路及び付帯施設等ですが、各施設の維持管理費は全体で6千万円が見込まれていました。

両総土地改良区は、昭和36年3月の総代会において、土地改良法に基づき維持管理規程を制定するとともに管理委員会を設置するなど土地改良区設立以来、初めて、本格的な区管理業務を開始します。

土地改良区の運営並びに区管理に向けた組織構成としては、理事会の補助機関として事務を分掌

する事務局、事業の運営を適切に行うため委員会を置き、管理委員会には管理委員会支部が設けられます。

両総土地改良区の定款に定める維持管理規程には、国営造成施設のうち第一・第二排水機、第一・第二・第三揚水機及び幹線用水路は土地改良区が直轄管理し、県営で施工した用排水支線水路、揚水機は管理委員会支部にその管理を委任するとされています。



管理事務系統図(昭和36年3月)

当時、土地改良区が大規模な国営造成施設を直接管理するとしたら、概ね受益面積200haに一人の職員が必要で、両総土地改良区の場合、受益面積が2万haとなるため職員は100人以上必要と見込まれる中、とりあえず、国営幹線施設については改良区が責任を持つ形で検討されていました。

しかしながら、国営事業の竣工が近づき、地元負担金の償還に加え維持管理費の支払いが現実のものとなるに従い、改良区運営が立ちいかなくなるなどの危機感から、1) 2万haに及ぶ広域のかがい排水事業であること、2) 施設規模が大きく、専門的かつ高度な技術を要すること、などを理由に、昭和40年8月28日、土地改良区は県当局に土地改良法第93条の規定に基づく県管理を申し入れます。

県当局は、県営支線工事にも拍車がかかり、今後、用水15支線・排水2支線、総延長143kmに及ぶ県営施設の管理委託がある中で、大規模かつ専門的な知識・技術を要する国営造成施設まで土

地改良区に委ねるのは無理があるとの大局的判断から県管理を決定、昭和40年10月、千葉県議会において「両総土地改良施設管理条例」を議決します。

昭和40年11月、「国営造成施設に関する管理協定」が締結され、利根川樋門をはじめ揚・排水機場や幹線用水路を中心とする国営造成施設は県に移管されることとなります。

後年度、県の条例管理に加え、直接経費を含む総ての維持管理費を対象に助成(国30%、県35%、改良区35%)する、現行の「基幹水利施設管理事業」が制度化され、この制度に移行する形で県条例管理は現在に至っています。

当時、国営の施設を県で管理するのは全国的にも例がなく、極めて画期的な決断だったと云えます。

このように見ると、いともあっさり県が管理を受け入れたように写りますが、一過性の工事費負担ならまだしも、持続性のある管理費負担のことです。

県条例管理に至る当時の県当局の財政環境や時代背景について検証してみることになります。

GHQ占領の終期にあたる昭和25年から朝鮮戦争が勃発し昭和28年の休戦までの間、朝鮮景気により日本経済は好況に推移していました。

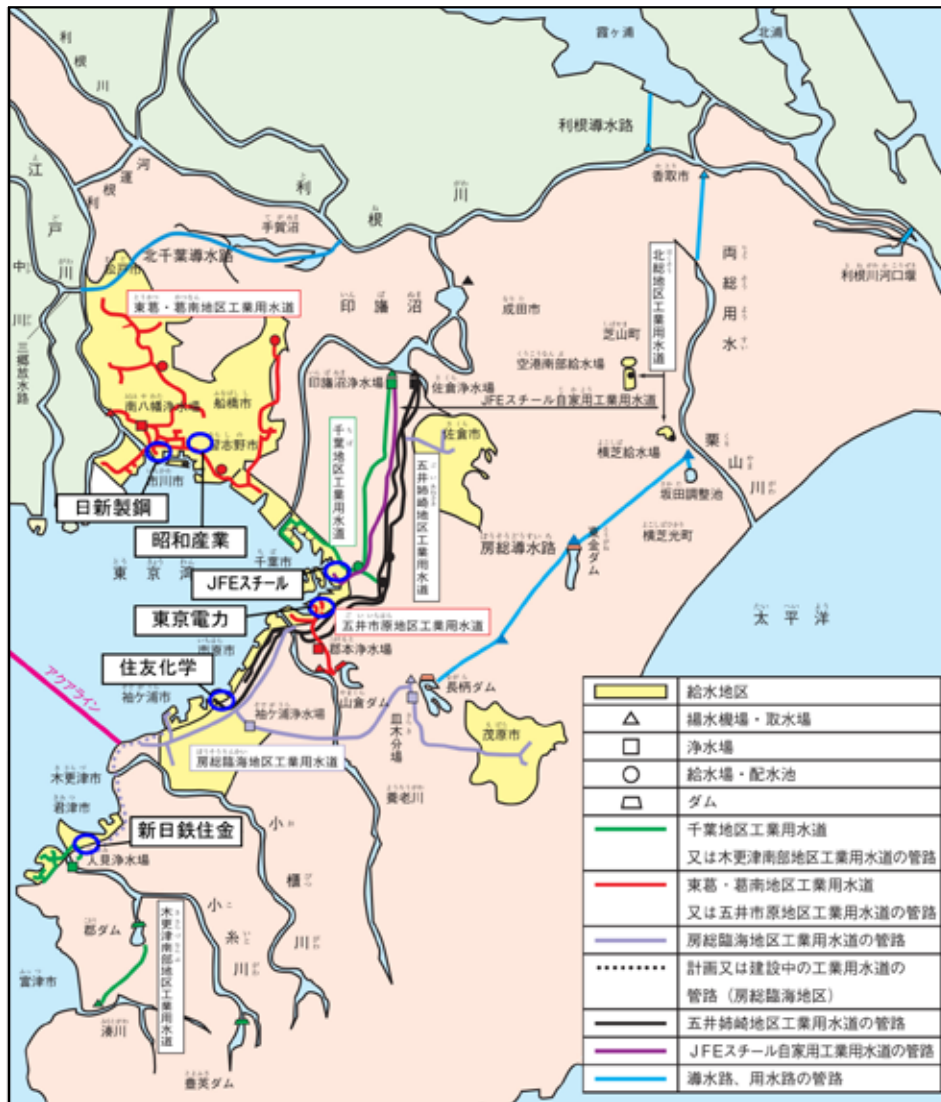
しかしながら朝鮮戦争休戦後、朝鮮景気の反動もあり景気後退に見舞われ、地方財政は急速に悪化することになります。

昭和27年、都道府県で36団体、市町村で1,522団体が赤字再建団体に陥ります。ここ千葉県も全国的な例に漏れず、昭和31年、急激な財政悪化により赤字再建団体の指定を受けています。

政府は、地方財政再建を図る為、昭和30年、「地方財政再建促進特別措置法」を制定すると共に地方財政再建スキームを導入します。

その結果、昭和34年には赤字再建団体は、県レベルでは4県のみ、市町村レベルでは約1/3にまで減少します。そんな中、特異な事例として千葉県が取り上げられています。

千葉県は、財政悪化により昭和31年、地方財政再建促進特別措置法の適用団体になりはしましたが、再建団体適用以前から海岸埋立による工場



京葉工業地帯の主な企業及び配水状況

用地造成を中心に、後に房総導水路の水も供給を受ける京葉工業地帯の建設に乗り出しています。

しかしながら、財政再建下で工場用地造成に財政資金を充当するのは不可能であり、「千葉県方式」と呼ばれる資金調達により工場用地造成を進めます。

「千葉県方式」とは、京葉工業地帯への進出予定企業と契約を締結した時点で、その企業から前納金を徴収して埋立事業を開始し、埋立事業の進捗に合わせて残りの契約金を受け取るという、先行研究においても例のない独自の方式でした。

昭和35年～昭和49年にかけての高度経済成長期とも相まって、千葉県の財政は飛躍的に改善します。

赤字再建も順調に推移し当初昭和38年を目途とした赤字団体脱却を2年短縮し、昭和36年には財政再建適用団体から脱却することになります。

その後も京葉工業地帯の発展に伴う増収効果に

よって県財政は潤っていました。

両総土地改良区が国営施設の県管理申出を行った昭和40年は、まさしくその時期と符合しており県として受け入れやすい環境にあったと考えられます。

参考文献

- 『両総土地改良区史』 両総土地改良区発行
- 『国営かんがい排水事業「両総地区」事業誌
～上総と下総を結ぶ水のみち～』
農林水産省関東農政局両総農業水利事業所発行
- 『国営両総農業水利事業完工記念誌
両総用水のあゆみ』
農林水産省関東農政局両総農業水利事業所発行
- 『両総用水 新しい時代に向けた農業へ』
千葉県両総用水管理事務所発行
- 『水のはなし2015』
企画・編集 千葉県総合企画部水政課
『地方債許可制度の確立と変貌』中川直人